防府市所有建築物耐震化推進委員会設置要綱

平成23年5月16日制定

(目的)

第1条 本市所有建築物の耐震化を円滑かつ適正に推進するため、防府市所有建築物耐震化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の事項について検討する。
 - (1) 市所有建築物の耐震化の計画に関すること。
 - (2) その他市所有建築物の耐震化に関し必要な事項 (組織)
- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を 代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長は委員長をもって充てる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

- 第6条 委員会に幹事会を設け、幹事会に幹事長及び幹事を置く。
- 2 幹事長は、総務部次長をもって充てる。
- 3 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、委員会の指示に基づいて、委員会の所掌事務を処理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。 (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、 委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年5月16日から施行する。 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

総合政策部長

文化スポーツ観光交流部長

生活環境部長

健康福祉部長

産業振興部長

土木都市建設部長

教育部長

会計管理者

議会事務局長

消防長

上下水道局次長

別表2 (第6条関係)

総合政策部次長

文化スポーツ観光交流部次長

生活環境部次長

健康福祉部次長

産業振興部次長

土木都市建設部次長

教育部次長

消防本部次長

行政管理課長

政策推進課長

財政課長

建築課長

教育総務課長

消防総務課長

上下水道局水道課長

上下水道局下水道課長

※同職にあるものが2名以上の場合は、幹事長が1名以上を指名する。